

(照会先)
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ
担当：参事(人事担当) 三 上
人 事 係 長 堀 井
電話 0 2 2 - 2 9 1 - 0 4 1 1

令和 7 年 5 月 1 9 日
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構あきた病院において、以下の非違行為があり、当該非違行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第1号の規定により懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事 案 の 概 要	行為者は、国立病院機構職員就業規則に基づく兼業許可がされていないにもかかわらず、令和5年度から令和6年度までの間に複数回兼業行っていたもの。
処 分 年 月 日	令和 7 年 5 月 1 9 日
処分量定等	(行 為 者) 国立病院機構あきた病院 医療従事者 (40代) (処分量定) 減 給